諮問番号:令和3年度諮問第39号 答申番号:令和3年度答申第39号

答 申 書

第1 審査会の結論

■■■■■■■ 保健福祉センター所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して平成29年9月12日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分(以下「本件処分1」という。)及び同年10月18日付けで行った本件処分1を取り消す旨の処分(以下「本件処分4」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求1」という。)は、却下すべきである。

また、処分庁が審査請求人に対して平成29年10月10日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分(ただし、平成29年9月27日付け申請に係る処分を以下「本件処分2」といい、同年10月2日付け申請に係る処分を以下「本件処分3」という。)、同月18日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分(以下「本件処分5」という。)及び同年11月13日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分(以下「本件処分6」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求2」という。)は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が処分庁へ提出した資料等は、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2(9)アに該当しており、就労活動促進費の支給要件を満たしていると考えることができるにもかかわらず、処分庁が、支給要件に該当しないとして行った本件処分1から本件処分6(以下、併せて「本件処分」という。)は、法第1条から第4条等及び憲法第25条、第27条1項等に違反し、不当であり違法である。

よって、本件処分の取消しを求め、平成29年9月分から11月分までの就 労活動促進費の支給決定処分を請求する。

2 審査庁

本件審査請求1は、却下すべきである。

本件審査請求2は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論 本件審査請求1は、却下されるべきである。 また、本件審査請求2は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の経過について

本件処分についてみると、処分庁は、①平成29年9月1日付けで審査請 求人が処分庁に行った就労活動促進費の支給申請(以下「本件申請1」とい う。)について、同年4月3日付けの自立活動確認書(以下「本件確認書1」 という。)に基づく就労活動促進費の支給対象期間の5か月(同年4月から 8月)を過ぎていることを理由として本件処分1を行い、本件処分1の却下 理由の表記に誤りがあったことを理由として本件処分4により本件処分1 を取り消し、本件処分1の理由の記載のうち「支給対象期間」の記載を「支 給期間」に変更の上、これを理由として本件処分5を行ったこと、②同年9 月27日付けで審査請求人が処分庁に行った就労活動促進費の再度の支給 申請(以下「本件申請2」という。)について、就労活動促進費の支給対象期 間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できな いことを理由として本件処分2を行ったこと、③同年10月分又は同年11 月分の就労活動促進費の支給申請(以下、同年10月分の申請を「本件申請 3 と、同年11月分の申請を「本件申請4」という。) について、本件確認 書1における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が 決定していることを理由として、本件処分3又は本件処分6を行ったことが 認められる。

(2)本件処分5(本件申請1(平成29年9月分の就労活動促進費の支給申請) に対する再処分)について

局長通知第7の2(9)のとおり、就労活動促進費の支給対象期間は原則6か月以内とすること、就労活動促進費及び自立活動確認書に関するQ&Aの発出について(平成25年7月19日厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡。以下「自立支援係長事務連絡」という。)Q9のAのとおり、就労活動促進費は、支給前1か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、自立活動確認書の活動期間の当初月には支給されることはなく、自立活動確認書における活動期間が6か月の場合、前月の活動実績を確認して支給するため、自立活動確認書の活動期間を延長しない限り、支給期

間は最大5か月となること、自立支援係長事務連絡Q10のAのとおり、就 労活動促進費はその連続した活動期間を支給対象とし、支給要件を満たさず に支給されなかった期間を含めることが規定されている。

本件処分5に至るまでの経過をみると、①平成29年4月3日に処分庁が受理した本件確認書1の活動期間は同年3月13日から同年9月12日であること、②処分庁は、審査請求人からの同年4月分及び同年5月分の就労活動促進費の支給申請について、要件を満たさないことを理由に却下したこと、③処分庁は、審査請求人に対し、同年6月分から同年8月分の就労活動促進費を支給したこと、④処分庁は、同年9月分の就労活動促進費の支給申請である本件申請1を却下する本件処分1を行ったこと、⑤同年10月16日、処分庁は、本件処分1について、就労活動促進費の支給期間が同年4月から同年8月の5か月間であり、支給対象期間は同年3月13日から同年9月12日となることを確認の上、本件処分1を取り消し、本件処分5を行うとの決定をしたこと、⑥処分庁は、同年10月18日付けで、本件処分1を取り消す本件処分4を行うとともに、本件確認書1に基づく就労活動促進費の支給期間の5か月(平成29年4月から同年8月)を過ぎていることを理由として、本件申請1を却下する本件処分5を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人の就労活動促進費の支給期間は、支給されなかった平成29年4月及び5月を含め、同年4月から8月の5か月間であり、本件申請1は同年9月分の支給を求めるものであることから、支給期間の5か月(同年4月から8月)を過ぎているとして本件申請1を却下した処分庁の判断に誤りは認められない。

(3)本件処分2(本件申請2(平成29年9月分の就労活動促進費の支給再申請)に対する処分)、本件処分3(本件申請3(平成29年10月分の就労活動促進費の支給申請)に対する処分)及び本件処分6(本件申請4(平成29年11月分の就労活動促進費の支給申請)に対する処分)について

局長通知第7の2(9)は、就労活動促進費の支給要件として、「早期に 就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」と規定するところ、早 期に就労による保護脱却が可能であるか否かの判断については、保護の実施 機関が、被保護者の稼働能力の活用の程度や、生活歴、職歴、就労活動実績 等を踏まえた総合的な観点から組織的に検討を行うべきものである。

また、局長通知第7の2 (9)、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問93及び自立支援係長事務連絡Q12のAのとおり、支給対象期間の延長については、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとし

て自立活動確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされている。

本件処分2、本件処分3及び本件処分6に至る処分庁の検討過程についてみると、①平成29年4月3日に処分庁が受理した本件確認書1の活動期間は同年3月13日から同年9月12日であったこと、②審査請求人から活動期間を同年9月13日から同年12月12日とする自立活動確認書(以下「本件確認書2」という。)の提出を受け、処分庁は支給対象期間の延長を認めなかったこと、③本件申請2について、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として、本件処分2を行ったこと、④本件申請3又は本件申請4について、本件確認書1における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分3又は本件処分6を行ったこと、⑤処分庁は、②から④について、ケース診断会議での検討を踏まえ決定したことが認められ、処分庁は組織的な検討を行った上で、②から④の判断を行ったものと言える。

また、審査請求人の求職活動及び就労の状況についてみると、①審査請求人は平成29年4月分から同年11月分までの就労活動促進費の支給申請を行い、就労活動促進費の支給対象期間中に求職活動を行ってきたが就労に至らなかったこと、②複数の保護の実施機関において保護を受給し、求職活動を行ってきたが就労に至らなかったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、就労活動促進費の支給対象期間において、多数の求職活動を行っていたことが認められる一方で、そのいずれも就労には至らず、かつ、審査請求人は、複数の保護の実施機関において保護を受給している長期にわたる期間において就労していないという事実を踏まえると、処分庁が、組織的検討の上、審査請求人の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとの判断を行わず、支給対象期間を延長しないこととした処分庁の判断に誤りは認められない。

したがって、就労活動促進費の支給対象期間の延長が、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として行われた本件処分2並びに同判断を踏まえ支給対象期間を延長しないという処分庁の決定を理由とする本件処分3及び本件処分6を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

(4) 本件処分1及び本件処分4について

処分庁は、本件処分1の理由が誤っていたことを理由に、本件処分1を取り消す本件処分4を行ったことが認められる。

不服申立てにおいては、処分が取り消された場合に、現実にその利益の回復が得られる状態にあること、つまり訴えの利益〔不服申立ての利益〕を有

することが必要とされるところ、本件処分1は本件処分4により既に取り消されており、審査請求人が求める本件処分1の取消しについては、これを争う訴えの利益[不服申立ての利益]はもはやないと言わざるを得ない。

また、本件処分4については、本件処分1を取り消すものであるところ、 審査請求人は本件処分1の取消しも主張していることからすると、本件処分 4の取消しを求めることに審査請求人の利益は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年1月 7日 諮問書の受領

令和4年1月12日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限: 1月26日 口頭意見陳述申立期限: 1月26日

令和4年1月24日 第1回審議 令和4年2月21日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保 護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するこ とを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化 的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めて いる。
- (3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、 能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する ことを要件として行われる。」と定めている。
- (4) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。
- (5)局長通知第7の2(9)は、就労活動促進費について、次のとおり記している。

「ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

- (ア) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者
- (イ)次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。
 - a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。
 - b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職 先に応募していること(後略)。
 - c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること(後略)。
 - d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせて原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること(求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)。
 - (a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

- ・公共職業安定所での職業相談及び職業紹介(後略)
- ・求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け 方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所 以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認め たものに限ることとする。(同内容のセミナーは1回に限り対象 とする。)
- (b)「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加(後略)
- (c)「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日雇児発0329第30号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加
- イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。
- ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が

必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで(最長1年まで)延長できるものとする。

- エ 支給は、本人の申請に基づき、局〔局長通知〕第7の2の(9)のア に定める要件を確認の上、行うこと。
- オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。
- カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、 原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。 キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。
- ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護 開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの 限りではない。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の 9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)で ある。

(6) 就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成25年局長通知」という。)の「2 対象者」では、支援の対象者について、「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。)であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者(保護開始時点では就労困難と判断された者が、その後、就労可能と認められるようになった場合にはその者も含む。また、保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる場合であっても、本支援を行うことが特に必要と判断した場合にはその者も含む。)(後略)」と記している。

なお、平成25年局長通知は、処理基準である。

(7) 課長通知の第7の問92の答は、局長通知第7の2(9)ア(ア)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」について、平成25年局長通知の2に定める対象者のうち、「現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

(8) 課長通知第7の問93は、局長通知第7の2(9) ウにいう支給対象期間

の定め方について、「「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知〔平成25年局長通知〕)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)において定めた原則6か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間(最長3か月間)まで支給対象期間として差し支えない。さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められるとして、確認書に定める活動期間を延長(最長3か月間)された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。(最長1年間)」と記している。

- (9)自立支援係長事務連絡Q9のAは、「確認書における活動期間のうち、就 労活動促進費の支給要件に該当する活動を実施しようとする期間が促進費 の支給対象期間となる。ただし、促進費は、支給前1か月間の求職活動の実 績を確認した上で支給するため、活動期間の当初月には支給されることは ない。(例えば、確認書における活動期間が6か月の場合、前月の活動実績 を確認して支給するため、確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は 最大5か月となる。)」と記している。
- (10)自立支援係長事務連絡Q10のAは、「就労活動促進費は、早期脱却を 目指した一定の活動期間における就労活動を支援するものであり、その連 続した活動期間を支給対象とする。この場合、局長通知第7の2の(9)の 力により確認した結果、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含 めることとし、課長通知問97にいう傷病等のやむを得ない理由で求職活 動を継続することが困難と保護の実施機関が判断し、支給対象外となった 期間を除くものとする。」と記している。
- (11)自立支援係長事務連絡Q12のAは、「支給対象期間の延長については、これまでの求職活動の取組状況及び活動結果(例:複数回面接選考に進んだ実績がある等)を踏まえ、集中的な支援の継続が効果的と判断される場合に認めて差し支えないものとする。また、支給対象期間の再延長については、求職活動の取組状況及び活動結果(例:現在、最終面接選考を控えているなど)を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないものとする。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実 が認められる。 (1) 平成29年3月13日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による 保護を開始した。

処分庁の新規申請調査ケース記録票には、保護申請の事由の欄に「■■■ の母名義の持家で単身生活し、平成27年5月1日から保護を受給していたが、(中略)平成29年3月12日に当■に転居する。求職活動はしてきたが、就職には至らず、当■にて生活保護を受給したいということで来所。(後略)」と、生活歴の欄に「(前略)大学卒業後(中略)(■■メーカー)でルートセイルス営業担当 自己都合で離職 H10年~H11.3(中略)市役所(■■重主事) H16.5~H16.8(中略)非常勤職員 ■ ■ ■ 調査 H19.4~H20.3(中略)非常勤職員 H21~H22(中略)非常勤職員 ≪保護歴≫H22.10.5~H23.2.28(中略) H23.3.1~H26.9.20 (中略) H26.9.21~H26.10.29(中略) H27.5.1~H29.3.12(後略)」と記載されている。

(2) 平成29年4月3日、審査請求人は、処分庁を訪問し「保護開始(変更)申請書」に同年3月分の求職活動状況申告書別紙及び審査請求人が作成した本件確認書1等を併せて提出し、同年4月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

本件確認書1には、活動期間として、「平成29年3月13日~平成29年9月12日」と記載されている。

- (3) 平成29年4月17日付けで、処分庁は、前記(2) に記載の申請を却下 する内容の処分を行った。
- (4) 平成29年5月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年5月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月11日付けで、処分庁は、却下決定する内容の処分を行った。
- (5) 平成29年6月2日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年6月分の就労 活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。
- (6) 平成29年6月7日、処分庁はケース診断会議を開催した。 同日の記録票の「5. 結論」の欄には、「○支給要件アについて(中略) (主) [審査請求人] については、これまでの就労実績が乏しいものの、他 に客観的に「就労が直ちに困難」と判断する根拠がなく、問〔課長通知〕(第 7-92)に規定される者に該当しないと判断できない。○支給要件イにつ いて、就労活動促進費の申請書に添付されたHW〔ハローワーク〕の紹介状 では、応募した求人の給与待遇が記載されておらず、採用されたとしても「早 期に保護脱却が可能」かどうか判断することができない。→以上より、5月 に応募した求人の給与待遇が分かる資料の提出を指示し、保護脱却が可能で ある程度の求人であると判明すれば、支給要件ア・イとも満たしているもの

と判断し、支給決定を行う。(中略)支給期間については6か月間とする。 (後略)」と記載されている。

(7) 平成29年6月14日、処分庁はケース診断会議を開催した。

(8) 平成29年6月15日、処分庁は、審査請求人に架電し、前日のケース診断会議の結果を伝え、6月分の支給決定については、4月から5月の求職活動実績が支給要件を満たしていたこと及び就労による自立が可能な賃金を支給する求人に応募していたことから判断した旨述べ、3月及び4月の求職活動実績に対する申請却下については、その時点の判断に瑕疵があったとは認められないため、取り消さない旨を説明した。

また、処分庁は、審査請求人に対して、改めて5月~10月を活動期間とする自立活動確認書を提出すれば、就労活動促進費の支給期間を6月~10月に設定し直すことが可能であるとして、5月~10月を活動期間とする自立活動確認書の提出を求めたところ、審査請求人は、改めて自立活動確認書を提出するのは背任、詐欺等の疑いをかけられる恐れがあるため、提出しない旨回答した。

さらに、処分庁が、審査請求人に対して、自立支援係長事務連絡Q9のAによると、就労活動促進費の支給対象期間は自立活動確認書の活動期間の初月は含まず、2か月目から数え最大5回までしか支給できないとなっており、本件確認書1の活動期間は3月13日~9月12日であるため、活動内容が要件を満たしていたとしても8月支給が最終になるため、活動期間を5月~10月とする自立活動確認書を提出するよう提案している旨説明したところ、審査請求人は提出しない旨回答した。

処分庁は、審査請求人に対して、厚生労働省に電話して、自立活動確認書を取り直して、改めて就労活動促進費の活動期間を設定することに違法性がないかを問い合わせる旨伝えた。

同年6月15日付けで、処分庁は前記(5)に記載の申請に対して支給決定する内容の処分を行った。

- (9) 平成29年6月20日、処分庁は、厚生労働省から自立活動確認書の取り 直しは法的に問題がない旨の回答を受けた。
- (10) 平成29年7月3日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年7月分の就 労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月13日付けで、処分庁は

支給決定する内容の処分を行った。

(11) 平成29年8月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年8月分の就 労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月10日付けで、処分庁は 支給決定する内容の処分を行った。

同月9日のケース診断会議の記録票には、「5.結論」の欄に「1 (主)が自立活動確認書の再提出を拒んでいるため、現時点では提出済みの確認書 [本件確認書1]の支給対象期間で取り扱わざるを得ず、支給対象期間は4月~8月となる。ただし、促進費の支給回数及び期間については疑義があるため、改めて実施要領 [処分庁の本庁所管課] に照会することとする。(後略)」と記載されている。

- (12) 平成29年9月1日、処分庁は、処分庁の本庁所管課から、審査請求人の就労活動促進費の活動期間は、平成29年3月13日~同年9月12日までと設定されており、就労活動促進費については支給期間が最大5か月間であるため、9月分の就労活動促進費は支給できない旨の回答を受けた。同月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、9月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請1を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、8月分の求職活動状況は、7日間に同一の求職先1社を含む7件の求人に応募し、求職結果が判明している4件について、いずれも面接の実施はなく不採用であった。
- (13) 平成29年9月5日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件確認書2を提出した。

本件確認書2には、活動期間として、「平成29年9月13日~平成29 年12月12日」と記載されている。

(14) 平成29年9月6日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「4. 問題点」の欄に「1促進費の支給対象期間は活動期間(平成29年3月13日~9月12日)の初月を除く5ヵ月(4月-8月)であり、今回の申請は対象期間を超えているため、却下とするか。 2 (主)より、支給対象期間を延長するよう申立てがあったが、集中的な支援の継続が効果的と判断し期間を延長するか。(後略)」と、「5. 結論」の欄に「1及び2について→これまで6か月間の求職活動状況を確認したところ、毎月一定数の求人応募をし、面接も複数回受けてはいるものの採用には至っていない。また、(主)は総合就職サポート事業及びHW事業を活用せずに自己活動を続けているため、これまでの求職活動状況及び面接状況について今後の効果が客観的に判断できない。これらの状況を総合的に判断し、延長は認めず、本申請〔本件申請1〕は支給対象期間を超えているため申請を却下する。(後略)」と記載されている。

(15) 平成29年9月12日付けで、本件申請1を却下する内容の本件処分1

を行った。

本件処分1の通知書の却下の理由の欄には「平成29年4月3日付け自立活動確認書〔本件確認書1〕に基づく、就労活動促進費の支給対象期間の5カ月(平成29年4月~8月)を過ぎているため。」と記載されている。

その翌日、審査請求人から電話で質問が寄せられた。これに対して処分庁は、5月の活動実績に基づき、処分庁として初めて審査請求人が早期就労により保護脱却が可能であると判断したことにより、このまま3月からの活動期間で行くと、就労活動促進費の支給対象期間が5か月であることからして、最終支給対象月が8月になり、審査請求人の受給回数が減ってしまうことを考慮し、改めて5月から10月を活動期間とする自立活動確認書を提出してみてはどうかと提案したが、審査請求人は、その提案に対し、改めて自立活動確認書を提出することには問題があるとして、自立活動確認書を提出せず、3月と4月の活動実績に対する申請却下については審査請求すると返事をしたため、処分庁は、3月からの活動期間とした自立活動確認書をそのまま採用し、8月を最終支給月としたものであると説明した。

(16) 平成29年9月27日、審査請求人は、処分庁を訪問し、再度、同年9月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請2を行った。

本件申請2の申請書には、保護を申請する理由として、①本件確認書1及び本件確認書2に基づく、就労活動促進費の支給対象期間及び活動期間は、平成29年3月13日~平成29年12月12日で、支給期間は、平成29年4月から同年11月までと考えるのが妥当である旨、②処分庁に提出した、就労活動促進費に係る書類等に基づいて、処分庁から、就労促進費の支給対象期間、自立活動確認書の活動期間の3か月以内の延長が認められて、平成29年9月分の就労活動促進費の支給をしてもらいたい旨記載されている。

- (17) 平成29年10月2日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年10月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請3を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、9月分の求職活動状況は、7日間に7件の求人に応募し、求職結果が判明している4件について、うち1件は面接が実施され、3件は面接の実施はなく不採用であった。
- (18) 平成29年10月4日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「5.結論」の欄には「1について 平成29年3月13日~平成29年9月12日(4月3日付け自立活動確認書における活動期間)の求職活動状況を検討し、以下の状況から、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないため、申請を却下する。・面接を複数回受けてはいるものの二次以降の面接に進んだ実績がない。・同じ求人先に何度も応募するなど、求人の応募先に偏りがある。 2について 上記の通り、支給対象期間を延長しないため、

申請を却下する。(後略)」と記載されている。

(19) 平成29年10月10日付けで、処分庁は、本件申請2を却下する内容 の本件処分2を行った。

本件処分2の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年3月13日~平成29年9月12日(平成29年4月3日付け自立活動確認書における活動期間)の求職活動状況を検討した結果、以下の理由により、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないため。・求人の応募先に偏りがあるため。・面接を複数回受けてはいるものの、二次面接以降に進んだ実績がないため。」と記載されている。

また、同日付けで、処分庁は、本件申請3を却下する内容の本件処分3を 行った。

本件処分3の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年4月3日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

- (20) 平成29年10月16日、処分庁は、本件処分1の却下の理由の欄の「支給対象期間の5カ月(平成29年4月~8月)」の表記は誤りであり、正しくは、支給期間が平成29年4月から8月の5か月間であるとして、本件処1については取り消し、理由を改めた却下通知を送付する旨決定した。
- (21) 平成29年10月18日付けで、処分庁は、本件処分1を取り消す内容 の本件処分4を行った。

本件処分4の通知書の取消決定理由の欄には、「下記のとおり、却下理由の表記に誤りがあったため。(誤) 就労活動促進費の支給対象期間 (正) 就労活動促進費の支給期間」と記載されている。

また、同日付けで、処分庁は、再度、本件申請1を却下する内容の本件処分5を行った。

本件処分5の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年4月3日付自立活動確認書に基づく、就労活動促進費の支給期間の5カ月(平成29年4月~8月)を過ぎているため。」と記載されている。

- (22) 平成29年11月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年11月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請4を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、10月分の求職活動状況は、6日間に同一の求職先1社を含む8件の求人に応募し、求職結果が判明している5件について、うち1件は面接が実施され、4件は面接の実施はなく不採用であった。
- (23) 平成29年11月8日、処分庁はケース診断会議を開催した。 同日の記録票の「5. 結論」の欄には、「平成29年4月3日付け自立活

動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定 しているため、11月分促進費についても申請を却下する。(後略)」と記載 されている。

(24) 平成29年11月13日付けで、処分庁は、本件申請4を却下する内容 の本件処分6を行った。

本件処分6の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年4月3日付自立 活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを実 施機関が決定しているため。」と記載されている。

(25) 平成29年12月7日付けで、審査請求人は、本件審査請求1及び本件 審査請求2(以下、併せて「本件審査請求」という。)を行った。

3 判断

(1) 本件処分1及び本件処分4の取消しを求める利益について

前記2(20)、(21)のとおり、処分庁は、平成29年9月分の就労活動促進費の支給申請を却下する内容の本件処分1の理由が誤っていたことを理由に、本件処分1を取り消す本件処分4を行ったことが認められる。

不服申立てにおいては、処分が取り消された場合に、現実にその利益の回復が得られる状態にあること、つまり不服申立ての利益を有することが必要とされるところ、本件処分1は本件処分4により既に取り消されており、審査請求人が求める本件処分1の取消しについては、これを争う不服申立ての利益はもはやないと言わざるを得ない。

本件処分4の取消しを求める審査請求が、本件処分1に付記された理由が誤っているという点、又は平成29年9月分の就労活動促進費の支給申請を却下したことが違法又は不当であるという点のいずれを理由とするものであっても、本件処分4は、前記付記理由が誤っているとして本件処分1を取り消すものにすぎず、また、審査請求人は、本件申請1を改めて却下した本件処分5の取消しを求める審査請求を別途行っていることから、本件処分4の取消しを求めることに不服申立ての利益は認められない。

(2) 本件処分2、本件処分3及び本件処分6について

本件確認書1の活動期間は平成29年3月13日から同年9月12日であったが、審査請求人は、活動期間を同年9月13日から同年12月12日とする本件確認書2を提出した上で、本件申請2、本件申請3及び本件申請4をした。これに対し、処分庁は本件処分2、本件処分3及び本件処分6により、支給対象期間の延長を認めなかった。

就労活動促進費の支給対象期間については、①前記1(5)の局長通知に おいて、支給対象期間は、原則6か月以内とするとされているところ、②前 記1(8)の課長通知において、支給対象期間の延長は、活動期間終了時点 で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして自立活動確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされており、③前記1(11)の自立支援係長事務連絡において、支給対象期間の再延長は、求職活動の取組状況及び活動結果(例:現在、最終面接選考を控えているなど)を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないとされている。これらの通知等の内容には不合理な点は認められない。

処分庁は、本件処分2、本件処分3及び本件処分6にあたり、①審査請求人から活動期間を同年9月13日から同年12月12日とする本件確認書2の提出を受けたが、支給対象期間の延長を認めなかったこと、②本件申請2について、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として、本件処分2を行ったこと、③本件申請3及び本件申請4について、本件確認書1における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分3及び本件処分6を行ったことからすると、処分庁は、審査請求人の具体的な求職活動の内容、態様及び状況並びに審査請求人が就労活動促進費の支給対象期間中に相当数の求職活動を行ってきたが結果的に就労に至らなかった実績等を勘案し、審査請求人に集中的な支援を継続することがその求職活動の促進のために効果的であるとして本件確認書1の活動期間の延長を認めることができないため、支給対象期間を延長しないと判断しており、その判断の過程に不合理な点があるとは言えない。

(3) 本件処分5について

本件処分5については、本件確認書1に基づく就労活動促進費の支給期間の5か月(平成29年4月から8月)を過ぎているとの処分庁の判断の当 否が問題となるため、以下、この点について検討する。

就労活動促進費の支給については、局長通知第7の2(9)のとおり、就労活動促進費の支給対象期間は原則6か月以内とすること、自立支援係長事務連絡Q9のAのとおり、就労活動促進費は、支給前1か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、自立活動確認書の活動期間の当初月には支給されることはなく、自立活動確認書における活動期間が6か月の場合、前月の活動実績を確認して支給するため、自立活動確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は最大5か月となること、自立支援係長事務連絡のQ10のAのとおり、就労活動促進費はその連続した活動期間を支給対象とし、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含めることが示されている。これらの通知等の内容に不合理な点は認められない。

本件処分5に至るまでの前記2に記載した事実の経過をみると、①平成2

9年4月3日に審査請求人が提出した本件確認書1の活動期間は、同年3月 13日から同年9月12日であること、②処分庁は、審査請求人からの同年 4月分及び同年5月分の就労活動促進費の支給申請について、要件を満たさ ないことを理由に却下したこと、③処分庁は、審査請求人に対し、同年6月 分から同年8月分の就労活動促進費を支給したこと、④処分庁は、審査請求 人に対して、処分庁が審査請求人を早期に保護脱却が可能であると判断した のは同年5月以降であるため、支給対象期間を5月から10月にするために、 改めて活動期間を同年5月から10月とする自立活動確認書の提出を提案 したところ、審査請求人はこれに応じず提出しなかったこと、⑤処分庁は、 厚生労働省から自立活動確認書の取り直しが法的に問題ない旨の回答を受 けたこと、⑥処分庁は、同年9月分の就労活動促進費の支給申請である本件 申請1を却下する本件処分1を行ったこと、⑦同年10月16日、処分庁は、 本件処分1の却下の理由の欄の「支給対象期間の5カ月(平成29年4月~ 8月)」の表記は誤りであり、正しくは、支給期間が平成29年4月から8 月の5か月間であるとして、本件処分1を取り消し、本件処分5を行う旨決 定したこと、⑧処分庁は、同年10月18日付けで、本件処分1を取り消す 本件処分4を行うとともに、本件確認書1に基づく就労活動促進費の支給期 間の5か月(平成29年4月から同年8月)を過ぎていることを理由として、 本件申請1を却下する本件処分5を行ったことが認められる。

これらのことからすると、法的に問題がないとされた自立活動確認書の再提出について、処分庁が審査請求人に提出を提案したことに対して、審査請求人はこれに応じず提出しなかったことから、処分庁は、審査請求人の就労活動促進費の支給期間を、支給されなかった平成29年4月及び5月を含め、同年4月から8月の5か月間とせざるを得ないところ、本件申請1は同年9月分の支給を求めるものであることから、支給期間の5か月(同年4月から8月)を過ぎているとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4)以上より、本件処分2、本件処分3、本件処分5及び本件処分6に、違法 又は不当な点は認められない。
- (5)以上のとおり、本件審査請求のうち、本件審査請求1は不適法であって却下すべきであり、また、本件審査請求のうち、本件審査請求2は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会 委員(部会長)曽和 俊文 委員 船戸 貴美子 委員 前田 雅子